

令和4年度事業報告書(要旨)

令和4年度は

- 社会的責任を自覚させる運転者教育の推進
- 教習生等から信頼される教習水準の向上と教習環境の整備
- 地域の安全に貢献する諸活動の推進

を活動の指針に掲げ、関係機関・団体等との連携・協力のもとに諸事業を積極的に推進した。

主な事業の執行状況は次のとおりである。

第1 教習、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の実施状況

1 教習の実施状況

令和4年中の教習所卒業生は32,809人で、前年に比較して1,481人(4.3%)減少した。

2 高齢者講習の実施状況

事業期間途中において改正道路交通法(以下「改正法」という。)の施行(5月13日)があり、高齢者講習の区分等に制度改正があったが、令和4年中の受講者数の合計は89,187人で前年に比較して707人(0.8%)増加した。

改正法施行の前後の受講者数は、次のとおりである。

(1) 改正法施行前

- ① 合理化講習 22,758人
 - 内訳 ・ 75歳未満 8,299人
 - ・ 75歳以上 14,459人
- ② 高度化講習 3,229人

(2) 改正法施行後

- ① 75歳未満 13,803人
- ② 75歳以上 49,323人

(3) 臨時高齢者講習 74人

3 認知機能検査の実施状況

令和4年中の認知機能検査の実施者数(延べ)は、60,564人で前年に比較して9,087人(17.7%)増加した。

4 運転技能検査の実施状況

改正法施行により新たに実施することとなった運転技能検査の実施者数(延べ)は、1,060人であった。

第2 主な事業の実施状況

1 交通安全意識の高揚に関する諸施策の実施

(1) 交通安全関係機関・団体との連携による交通安全活動の推進

- ① 地域の交通安全諸活動への積極的参加
- ② 交通安全運動等に協賛する広報啓発活動の実施

- (2) 受講者の態様に応じた「運転免許取得者教育」等の推進
 - ① 運転免許取得者教育の実施
 - ② 高齢運転者の運転時認知障害の早期発見事業「もの忘れ相談プログラム」の実施
 - ③ 高次脳機能障害者を対象とした自動車運転再開支援講習の普及促進
- 2 自動車教習所の運営に関する調査研究
 - (1) 改正道路交通法の施行等に係る対応
 - ① 運転技能検査員養成講習の実施
 - ② 長野県警察及び全日本指定自動車教習所協会連合会から提供される各種情報等の各所校への連絡・提供
 - (2) デジタル化等の推進に向けた取組の推進
 - ① 行政手続きコスト削減に向けた取組
 - ② 「入所(校)者数の平準化」に向けた取組
 - ③ 各種法定講習等のオンラインによる開催
 - ④ 「学科教習」、「教習原簿」のデジタル化・オンライン化に向けた対応
 - ⑤ 県警とのネットワークシステムの運用開始(令和4年4月1日)
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う対応
 - ① 感染防止対策の実施
 - ② 県内における感染状況の周知
 - (4) 高齢運転者の交通事故防止に関する取組の推進
 - ① 関係機関・団体と連携した高齢運転者支援のための各種施策の推進
 - ② 高齢者講習等の安定的かつ円滑な実施
 - (5) 指定自動車教習所の健全な発展のための諸施策の推進
 - ① 各種助成・優遇措置制度等の積極的な活用
 - ② 指定自動車教習所の広報活動等の効果的な推進
 - (6) 公正な競争秩序の確保及び消費者保護の推進
 - ① 公正競争規約についての教養・説明
 - ② 各所校の広告に係る事前相談への対応
 - (7) 適正な個人情報保護等の推進
 - (8) 会員、管理者等の教習所業務運営のための各種会議、研修会等の開催
 - ① 定時総会
 - ② 理事会3回
 - ③ 総務委員会4回
 - ④ 設置者部会1回
 - ⑤ 管理者部会1回
 - ⑥ 初心運転者交通事故者率低減対策委員会2回
 - ⑦ 上部団体が主催する事業への参画
 - (9) 統計資料の提供
 - 教習の実施状況(教習生の入所・卒業者数)

- 高齢者講習・認知機能検査等の実施状況
 - 運転免許取得者教育の実施状況
- 3 会員及び指定自動車教習所職員に対する教養訓練等の実施
 - (1) 教習指導員等に対する法定講習の実施
 - (2) 新任管理者研修会の開催
 - (3) 教習指導員等の各種養成講習の実施
 - (4) 「教習所協会だより」の随時発行
 - (5) 全指連主催「第14次長期ビジョン研究会」への参画
 - (6) 会員教習所向け保険事業の推進
 - 4 自動車運転に関する教習方法等の調査研究
 - (1) 初心運転者交通事故者率の低減を図るための効果的な教習方法等の推進
 - ① 初心運転者交通事故者率低減対策委員会の提言に基づく実施方策の継続的な推進
 - ② 初心運転者交通事故者率低減対策委員会の開催
 - ③ SDカード取得勸奨制度の活用による交通事故防止対策の推進
 - (2) 教習等に係る不適正事案防止対策の推進
 - (3) 医療関係者等との緊密な連携による応急救護処置教習と教習指導員の資質向上の推進
 - (4) 高次脳機能障害者に対する自動車運転再開支援活動の取組
 - 5 所校の施設、教材などの改善に関する調査研究
 - (1) 教習業務及び各種講習を適正に行うための資器材等の情報提供
 - (2) 障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」等の推進
 - 6 教材等の合同調達

各所校の要望に添った各種教材の斡旋及び合同調達の適時・適切な実施
 - 7 会員及び職員の表彰
 - (1) 長野県警察本部長・県協会長連名表彰（5月）
 - ① 優良教習所
 - ② 教習功労者
 - (2) 長野県警察本部交通部長・県協会長連名表彰（5月）
 - ① 交通安全活動の優良教習所
 - (3) 県協会長表彰
 - ① 永年勤続職員（5月）
 - ② 優良職員（5月）
 - ③ 退任功労者（退任管理者）（3月）
 - (4) 関東管区警察局長・関東指定自動車教習所協会連合会長連名表彰（9月）
 - ① 優良教習所
 - ② 教習功労役職員

- (5) 全日本指定自動車教習所協会連合会長表彰
 - ① 優良教習所（11月）
 - ② 教習推進者（11月）
 - ③ 優良職員（11月）
 - ④ 退任管理者（3月）
- (6) 長野県交通安全運動推進本部顕彰（4月）
 - ① 交通安全功劳団体
 - ② 優良運転者
- 8 道路交通法に基づく各種講習等の受託
 - (1) 教習指導員に対する実務に即した効果的な法定講習の充実強化
 - (2) 各所校が受託した各種講習等の充実強化の推進
- 9 関係行政庁及び関係諸団体との連絡協調
 - (1) 協会の諸活動及び地域の交通安全活動のため連絡協調等各種業務推進のため、次の関係機関及び各種団体等と適時、適切な連携の推進
 - 長野県警察本部運転免許本部
 - 長野県警察本部交通企画課
 - 長野県交通安全運動推進本部
 - 全日本指定自動車教習所協会連合会、関東指定自動車教習所協会連合会及び各都道府県指定自動車教習所協会
 - 自動車安全運転センター長野県事務所
 - 長野県障がい者運転支援連絡会
 - 長野県田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（5所校が加入）
 - (2) 公益団体等に対する協賛・支援活動
 - 日本赤十字社長野県支部
 - 認定特定非営利活動法人「長野県犯罪被害者支援センター」
 - 交通事故ゼロチャレンジ実行委員会
- 10 協会設立周年記念事業
当協会の設立60周年を記念して、協会役職員及び会員教習所の全職員に記念品を配付
- 11 その他、目的を達成するために必要な事業
 - (1) 公益目的支出計画の確実な推進
 - (2) 適正な会計業務の推進